

# 厚沢部町立厚沢部小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日現在

## 1 意義

全ての児童が自分を必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。

- ・「厚沢部町立厚沢部小学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

## 2 いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

### <児童への指導>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人が大切な存在であるといった命の大切さを特別の教科道徳や学級活動等の指導を通して行う。
- ・「いじめは決して許されないことである」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さについて指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことについても合わせて指導する。
- ・児童会役員児童の「どさんこ☆子ども地区会議」参加を呼びかけ、「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・ネットでのいじめを防止するために、学級活動や特別の教科道徳等で「情報モラル教育」を充実する。

### <教職員の意識改革>

- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善に努める。
- ・特別の教科道徳の授業公開に努め、思いやりの心や命を大切にする心の育成を育む指導の充実を図る。

### <保護者や地域への啓発>

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さについて伝える。
- ・「いじめ問題」の解決のために、学校・家庭・地域の連携が大切であることを、学校便りや特別の教科道徳の授業の地域への公開等で伝え、協力を願う。
- ・ネットでのいじめに対応するため、携帯電話等の利用における危険性やフィルタリングの必要性について、学級懇談や学級通信、家庭訪問等で保護者に啓発する。
- ・いじめ防止基本方針を学校のホームページ等に掲載する。

### 3 いじめの早期発見・事案対処の在り方

- ・児童の様子を担任をはじめ多くの教職員で見守り、ささいな兆候であっても気付いたことを児童理解研修の場で共有する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教職員から積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・年間二度のアンケート調査を行い児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、共に解決していくこうとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。
- ・「いじめの早期発見」のためのチェックリストを作成・共有し、毎週末、16：15～16：30に生徒指導交流会を実施する。（資料1）
- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明示する。（資料2）

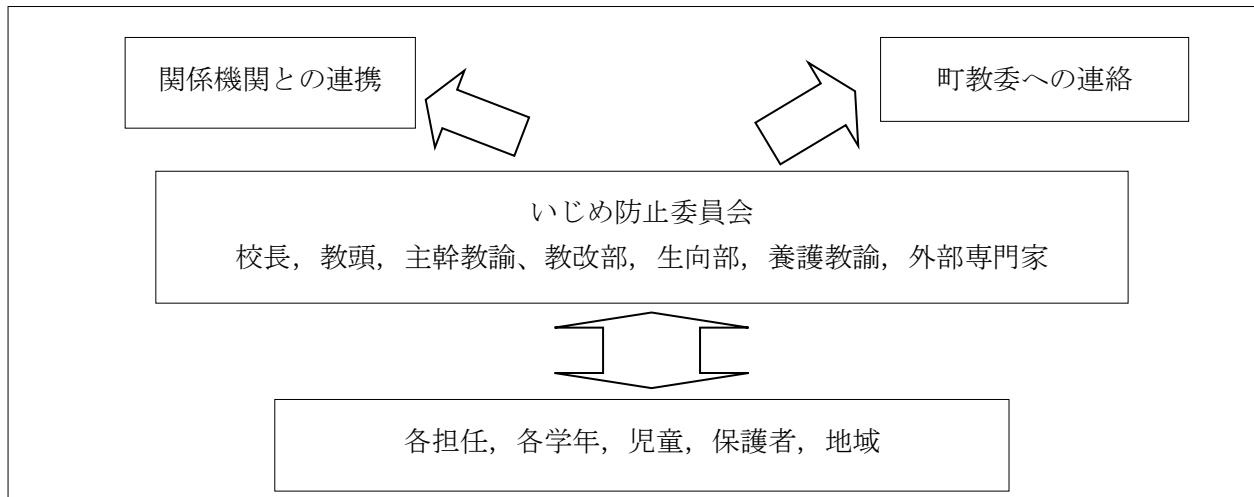
### 4 教育相談体制

- ・全児童を対象とした学級担任による定期的な教育相談を年間二度実施する。
- ・いじめに限らず、困ったことがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職・生向部に報告し校内で情報を共有するようとする。
- ・教職員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談のあった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

### 5 生徒指導体制

#### （1）いじめへの対応

- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、主幹教諭、教改部、生向部、養護教諭とする。また、必要に応じて、児童福祉司、保健師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家等を加え、実効的ないじめ問題の解決に資する。



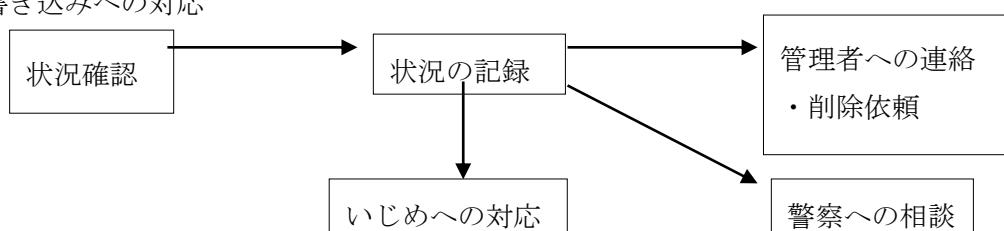
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。また、いじめの防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。具体的には、各学期に「取組評価アンケート」を7月（第1回）、12月（第2回）をめどに実施し、その結果を基にいじめ防止委員会の会議を開催する。その後、職員会議（校内

研修) すべての教職員にいじめ防止委員会での話し合いの結果を報告する。

- ・いじめの相談があった場合には、当該学年の学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱いへの対応を考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・いじめ防止委員会は、いじめを確認した場合は、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。  
また、厚沢部町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に即して町教育委員会及び檜山教育局に指導・助言を求める。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進めることを依頼する。

## (2) ネットいじめへの対応

- ①ネットいじめの把握
  - ・被害者からの訴え
  - ・閲覧者からの情報
  - ・ネットパトロールでの発見
- ②不当な書き込みへの対応



## (3) 重大事態への対応

- ①重大事態とは
  - ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
    - ・児童が自殺を企図した場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
    - ・身体に重大な障害を負った場合
    - ・高額の金品を奪い取られた場合
  - イ 児童が相当の期間を欠席することを余儀なくされている。
    - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- ②重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断し場合した場合、町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 6 今年度の重点取組事項（北海道いじめ防止基本方針の主な改訂内容、平成30年2月 引用）

- (1) 特に配慮が必要な児童生徒に対する支援
- (2) いじめ防止に向けた児童の自主的な活動の推進
- (3) 児童の意見を取り入れたわかりやすい目標

## 7 校内研修年間計画（P D C Aサイクル）

月	内 容
4 月 ( P )	・いじめ防止基本方針の提示
5 月 ( D )	・ブロック会議（運動会に向けて）
6 月～7 月 ( C )	・子ども理解支援ツール「ほっと（1回目）」の実施、分析、課題の設定 ・ブロック会議（運動会後の様子） ・いじめ調査（1回目）と教育相談 ・取組評価アンケート（1回目）
8 月 ( A )	・「ほっと」を生かした児童実態交流会の実施 ・2学期に向けた教職員間の共有
9 月 ( P )	・いじめ防止基本方針の見直し
9 月 ( D )	・ブロック会議（学習発表会に向けて）
10月～12月 ( C )	・子ども理解支援ツール「ほっと（2回目）」の実施、分析、課題の設定 ・ブロック会議（学習発表会後の様子） ・いじめ調査（2回目）と教育相談 ・取組評価アンケート（2回目）
1 月 ( A )	・「ほっと」を生かした児童実態交流会の実施 ・3学期に向けた教職員間の共有
2 月 ( C → P )	・いじめ防止基本方針の見直し ・次年度の方向性について

## 8 いじめ解消の要件について

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。